

【改訂されたインフルエンザの出席停止基準の考え方】

インフルエンザによる出席停止期間の基準は「学校保健安全法施行規則」の一部改正により、平成 24 年 4 月 1 日から以下のようになっています。

発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで

このことを実際のケースに想定して考えると下記の表のようになります。

※「発症」とは「発熱」を目安とする

※発症後 4 日目に降に解熱した場合は、解熱によって出席停止期間は延長される

日付	発症日	発症後 5 日を経過					6 日目	7 日目	8 日目	
		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目				5 日目
		日	日	日	日	日				日
例 1 発症後 1 日目に解熱	発熱 (発症)	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目			
	出席停止	→					★登校可能			
例 2 発症後 2 日目に解熱	発熱 (発症)	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目			
	出席停止	→					★登校可能			
例 3 発症後 3 日目に解熱	発熱 (発症)	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 6 日目			
	出席停止	→					★登校可能			
例 4 発症後 4 日目に解熱	発熱 (発症)	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 7 日目	
	出席停止	→					★登校可能			
例 5 発症後 5 日目に解熱	発熱 (発症)	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 8 日目
	出席停止	→					★登校可能			

表は、島根県保健体育課健康づくり推進室のホームページより参照して作成